

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する
調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について

学校教育部 学校教育課
教育支援課

【1】不登校・いじめ 緊急対策パッケージ

1 不登校緊急対策

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さな SOS の早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、本年3月に国がとりまとめた不登校対策である COCOLO プランを前倒しし、以下の取組を進める。

(1) 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

① 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置

⇒ 各中学校と小学校 2 校（宝塚第一小学校、高司小学校）に設置。本年度は、西谷中学校で対象者がいないため設置なし。小学校では、今後、必要性が増すことからモデル実施として 2 校で実施し、効果等を検証して拡充する予定。

また、校内教育支援センターを設置している学校には、別室登校指導員（教員免許保有者：日額）を 1 校当たり週 3 日、派遣している。

② 教育支援センターの ICT 環境整備

学校内外で支援が受けられていない児童生徒がオンラインで自宅等から学べるよう、教育支援センターの ICT 環境整備

⇒ Pal、Coco の施設には Wifi 機能を整備しており、学校外での学びの場として活用している。

一方、指導員や相談員が使用する端末（タブレット、パソコン）が配置出来ていないため、自宅と施設をオンラインで繋いでやり取りすることが出来ない。そのため、必要に応じて、教育研究課から予備機を借りて対応している。

③ 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化

どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化することを目的とした、教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化

⇒ 保護者が教育相談にかかっているが、繋がりが持てない重篤な児童生徒には、パルフレンド（指導員が指導した大学生）が手紙や訪問などにより、繋がりを持てるよう取り組んでいる。

また、臨床心理士等の資格を有する 11 人の心理サポーター（日額：週 1～5 日勤務）が、発達に課題のある児童や集団生活に馴染めない児童、不適応を起こす児童への相談・支援を目的として小学校を中心に派遣している。

この他、中学校生活に馴染めない生徒への支援のため、1 年生の 4 月から 6 月にかけてコーチングサポーター（臨床心理士：日額）を派遣し、中1ギャップの予防に取り組んでいる。

[国において取り組むこと]

今後の経済対策に盛り込みつつ、緊急に進めるよう対応

[地方公共団体等において取り組まれないこと]

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校への設置促進及び学校内外で支援が受けられていない児童生徒への教育支援センターの ICT 環境整備や、アウトリーチ機能等の教育支援センターの総合的拠点機能の強化

⇒ 校内教育支援センター未設置校である小学校では、本年度から 2 校でモデル的に実施しており、今後、全校への拡充に向けて取り組む。また、ICT 環境の整備に関しては、教育支援センターにも端末を配置するよう、早期に教育委員会内で調整する。

また、アウトリーチ機能の強化では、様々な角度から取り組むことが出来るよう、他市町の事例を研究し、実践していく。

(2) 心の小さな SOS の早期発見

① アプリ等を活用した「心の健康観察」の推進

困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした、「心の健康観察」の推進

⇒ Microsoft の Teams for Education のアプリである Reflect（リフレクト）を使用し、児童生徒一人一人のその日の気分や学習に対するモチベーションなどの心の健康観察を実施。

このほか、全校で「こころとからだのアンケート」を実施している。実施後には児童生徒全員と個々に面談し、その後、指導主事・教育相談員が全校訪問。結果を聞き取りし、助言指導している。

また、アンケート結果の見方について、宝塚市スクールカウンセラー（県から 17 名・市から 1 名配置）と連携し、各校へ助言している。また、結果をどのように子どもたちに返していくか等、カウンセリングマインド研修も実施している。

② 1人1台端末を活用した、子供の SOS 相談窓口の集約・周知

⇒ 児童生徒に貸与しているタブレット端末には、教育委員会の連絡板を設け、子どもの SOS の相談窓口を周知している。

③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実に加えて、不登校施策に関する情報が児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化するための取組を進める。

⇒ 本市では 8 人のスクールソーシャルワーカーを配置して、全校での相談業務に従事している。スクールカウンセラーは 18 人（県 17 人、市 1 人）を配置し、保護者や児童生徒へのカウンセリングをはじめ、教職員にはカウンセリングマインド研究を年に 2 回実施している。

不登校に関する相談窓口の案内や情報提供は、市のホームページで「不登校支援」として掲載している。

[国において取り組むこと]

アプリ等による「心の健康観察」の推進及び、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実について、今後の経済対策に盛り込みつつ、緊急に進めるよう対応

[地方公共団体等において取り組まれたいこと]

アプリ等による、困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした、「心の健康観察」の推進。また、1人1台端末を活用した、子供のSOS相談窓口を集約して周知するとともに、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

⇒ 同上

(3) 情報発信の強化

各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報の文部科学省 HP での一括発信

⇒ 不登校に関する相談窓口の案内や情報提供は、市のホームページで「不登校支援」として掲載している。

[国において取り組むこと]

学びの多様化学校の設置に関するノウハウや課題の共有のための全国会議の開催、設置経験者を自治体に派遣し相談・助言が受けられる制度の創設。また、各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報の文部科学省 HP での一括発信

2 いじめ緊急対策

いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援を強化するため、以下の取組を進める。

(1) いじめの早期発見の強化

① アプリ等による「心の健康観察」の推進

困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした、「心の健康観察」を推進(再掲)

⇒ Microsoft の Teams for Education のアプリである Reflect (リフレクト) を使用し、児童生徒一人一人のその日の気分や学習に対するモチベーションなどの心の健康観察を実施。

このほか、全校で「こころとからだのアンケート」を実施している。実施後には児童生徒全員と個々に面談し、その後、指導主事・教育相談員が全校訪問。結果を聞き取りし、助言指導している。

また、アンケート結果の見方について、宝塚市スクールカウンセラー(県から 17 名・市から 1 名配置)と連携し、各校へ助言している。また、結果をどのように子どもたちに返していくか等、カウンセリングマインド研修も実施している。(再掲)

② 1人1台端末を活用した、子供の SOS 相談窓口の集約・周知(再掲)

⇒ 児童生徒に貸与しているタブレット端末には、教育委員会の連絡板を設け、子どもの SOS の相談窓口を周知している。(再掲)

③ SC、SSW の配置充実

より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実(再掲)

⇒ 本市では 8 人のスクールソーシャルワーカーを配置して、全校での相談業務に従事している。スクールカウンセラーは 18 人(県 17 人、市 1 人)を配置し、保護者や児童生徒へのカウンセリングをはじめ、教職員にはカウンセリングマインド研究を年に 2 回実施している。

不登校に関する相談窓口の案内や情報提供は、市のホームページで「不登校支援」として掲載している。(再掲)

[国において取り組むこと]

アプリ等による「心の健康観察」の推進及び、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実について、今後の経済対策に盛り込みつつ、緊急に進めるよう対応(再掲)

[地方公共団体等において取り組まれないこと]

アプリ等による、困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした、「心の健康観察」の推進。また、1人1台端末を活用し、子供の SOS 相談窓口を集約して周知するとともに、より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実(再掲)

⇒ 同上

(2) 国による分析の強化、個別自治体への指導助言・体制づくり(国の施策)

① 重大事態の国への報告を通じた実態把握により、重大事態に至るケースの共通要素(いじめの背景・原因等)の分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等の実施

② 重大事態の未然防止に向け、重大事態発生件数が多い一方でいじめの認知件数等が低い都道府県等への、国の個別サポートチームの派遣。こども家庭庁とも連携し、各自治体等の取組状況の調査を踏まえた国から各自治体等へ指導助言の実施

③ こども家庭庁において、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等の実施

[国において取り組むこと]

重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化や、

重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施。また、こども家庭庁において、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等の実施

[地方公共団体等において取り組まれないこと]

重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣を受けた各自治体等の取組改善の実施

⇒ 常設のいじめ防止対策委員会との情報共有の実施

3 学校における組織的対応を支える取組

不登校・いじめに関するこれら緊急的な取組を早急に進めるとともに、学校における指導・運営体制の整備など、学校における組織的対応を支える以下の取組を進める。

① 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置促進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、医師会との連携、保護者会、COCOLO プランの継続実施

⇒ 各中学校と小学校 2 校（宝塚第一小学校、高司小学校）に設置。本年度は、西谷中学校で対象者がいないため設置なし。小学校では、今後、必要性が増すことからモデル実施として 2 校で実施し、効果等を検証して拡充する予定。

また、校内教育支援センターを設置している学校には、別室登校指導員（教員免許保有者：日額）を 1 校当たり週 3 日、派遣している。（再掲）

このほか、本市では 8 人のスクールソーシャルワーカーを配置して、全校での相談業務に従事している。スクールカウンセラーは 18 人（県 17 人、市 1 人）を配置し、保護者や児童生徒へのカウンセリングをはじめ、教職員にはカウンセリングマインド研究を年に 2 回実施している。（再掲）

医師会との連携には至らないものの、専門医との連携による医学的な見立ても取り入れつとともに、教育相談による 18 歳まで子どもを対象とした相談事業の実施など、不登校・いじめ防止対策に取り組んでいる。

② 学びの多様化学校（不登校特例校）に対する教職員の優先配置、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制の緊急的な整備

⇒ 本市独自による不登校特例校の開設は困難であるが、校内教育支援センターの設置の拡充と併せて別室登校指導員を配置することにより、塩津・運営体制の整備を進める。

③ 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進

⇒ 本市では、令和 4 年度から 3 人のスクールロイヤーを配置しており、それまでのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの外部専門家とも連携し、安心して学べる学校づくりを推進している。

[地方公共団体等において取り組まれないこと]

不登校対策については、学びの多様化学校の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、COCOLO プランに基づく対策の継続実施及び、学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制の緊急的な整備を進めること。

また、いじめ対策については、学校いじめ対策組織にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進すること。なお、スクールロイヤーへの法務相談経費やスクールサポーターの配置については、普通交付税措置が講じられている。ほか、いじめの重大事態について、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知していなかった比率が約4割に上ることから、重大事態の発生の要因分析に努めるとともに、いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知及び早期発見、組織的対応を徹底すること等の対策を実施すること。

⇒ 上記のほか

- (ア) 教育支援センター小学部・中学部を設置
- (イ) センター機能として、市内全体の不登校の相談窓口の役割
- (ウ) フリースクールの出席認定、学びの適切な評価実施
- (エ) 教育支援センター中学部卒業生支援
- (オ) 尼崎市立成良中学校琴城分校での学び直しの機会確保

【2】その他、調査結果とこれを踏まえた対応について

1 不登校児童生徒への支援の充実について

効果的な不登校児童生徒への支援につなげるため

- (ア) 個々の不登校児童生徒の不登校のきっかけや継続理由についての的確な把握

⇒ 毎月分析

- (イ) 不登校児童生徒数が増加している要因の分析

⇒ 毎月分析

- (ウ) 学校内外の多様な学びの場を確保するよう努めること

⇒ 教育相談や不登校相談等を通じて、学校内外の多様な学びの場を提供

- (エ) チーム学校による魅力ある学校づくりの推進

- (オ) 1人1台端末等を活用した心の健康観察の取組やスクリーニングの実施

⇒ Microsoft の Teams for Education のアプリである Reflect (リフレクト) を使用し、児童生徒一人一人のその日の気分や学習に対するモチベーションなどの心の健康観察を実施。(再

掲)

このほか、全校で「こころとからだのアンケート」を実施している。実施後には児童生徒全員と個々に面談し、その後、指導主事・教育相談員が全校訪問。結果を聞き取りし、助言指導している。(再掲)

(カ) 学校内外の教育支援センター及び学びの多様化学校(不登校特例校)の設置促進

⇒ 各中学校と小学校 2 校(宝塚第一小学校、高司小学校)に設置。本年度は、西谷中学校で対象者がいないため設置なし。小学校では、今後、必要性が増すことからモデル実施として 2 校で実施し、効果等を検証して拡充する予定。(再掲)

また、校内教育支援センターを設置している学校には、別室登校指導員(教員免許保有者:日額)を 1 校当たり週 3 日、派遣している。(再掲)

(キ) 民間団体等との連携による支援

(ク) オンライン相談等のICTの活用も含めたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談支援体制の充実

⇒ スクールカウンセラーの教育相談の充実を図らなければならないが、市の 1 校配置については次年度から無くす方向

(ケ) 個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進

⇒ Reflect(リフレクト)などのツールを使用しながら、個々の児童生徒の状況を把握し、早期発見・早期対応に努めるとともに、教育支援センター機能の拡充や教育相談の充実など、多様な支援を実施する。

(コ) 教育機会確保法の理念の周知・情報提供

⇒ 現在は不十分であることから、他市町の事例を参考とし、効果的な周知・情報提供に取り組む。

2 いじめの問題への対応について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

① 学校いじめ防止基本方針、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿った対応がなされるよう、学校の対応状況を適切に把握するとともに、実効性のあるものとなるよう指導助言を行うこと。

⇒ 宝塚市として「宝塚市いじめ問題再発防止に関する行動計画」を策定し、各校においても「いじめ問題再発防止に関する行動計画」を策定。

② 各学校において作成している学校いじめ防止基本方針については、当該学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直すこと。

③ さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるよう各学校のホームページへ掲載する等の措置を講ずるとともに、学校運営協議会等も活用して保護者や地域住民との連携を図ること。

⇒ 各校のいじめ基本方針や行動計画が、学校の実情に即して策定されているか、適切に機能されているかを毎年見直して更新をし、学校ホームページに掲載。

④ 各学校がより積極的にいじめ問題への取組を実施するよう、教育委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間実施計画に位置付けて実施するよう指導助言すること。

⇒ 全校で導入している学校運営協議会においても子どもたちの実情や学校教育目標等を共有し、保護者や地域住民と連携。

いじめ重大事態については、ガイドラインに沿った対応ができるように指導主事による学校訪問や電話連絡で指導助言を実施。

市初任者研修で生徒指導に関する研修を実施。

(2) 地方いじめ防止基本方針の策定について

いじめ防止対策推進法第12条は、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとされている。学校がいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、地方いじめ防止基本方針が策定されることが望ましく、未策定の市町村は、各自治体の実態に応じて、策定を検討すること。

⇒ 宝塚市においては、平成26年10月に宝塚市いじめ防止基本方針を策定。

(3) 教育委員会の附属機関の設置状況について

重大事態が発生した場合に、公平性・中立性に十分配慮した組織が調査主体となって（いわゆる第三者委員会の形式で）速やかに調査を開始することを可能にするためには、第三者委員会となり得る教育委員会の附属機関をあらかじめ条例により設置しておくことが望ましい。未設置の場合は、速やかに設置を検討すること。

また、地方公共団体の長が行う再調査のための組織についても、未設置の場合は設置に向けた検討を行うこと。

⇒ 宝塚市においては、宝塚市いじめ防止等に関する条例に基づき、宝塚市いじめ防止対策委員会を設置。

(4) いじめの積極的な認知と適切な対応について

① いじめを漏れなく認知するためには、全ての教職員が改めていじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を確認し、積極的な認知を行うとともに、学校を挙げて早期発見に向けた取組を行うことが重要である。いじめ防止対策推進法に基づき、認知すべきものは適切に認知し、早期に対応しなければならない。その際、ICT端末も活用しつつ、児童生徒への定期的あるいは必要に応じたアンケートを実施する等により、早期発見・早期対応に努めること。

⇒ いじめアンケートまたはこころと体のアンケートを学期に1回は実施。

令和4年度のいじめ認知件数は小学校が818件、中学校が152件で、認知件数が0件であったのは小学校1校、中学校1校。認知件数が0件であった学校については、積極的に認知していくよう個別に指導。

また、学校管理職だけでなく、校内体制の中心的な役割を担う生徒指導担当やコーディネーター等において、市内の具体的事例を共有する機会を設け、いじめの積極的認知、早期発見・早期対応を促す。

- ② いじめの解消状況について、前年度と比較して件数は多くなったが、比率は低下した。これは安易にいじめを解消したとせず、丁寧な対応を行っているとも考えられるが、事案が複雑化し、長期化している可能性も考えられる。組織的対応のみならず、関係機関との連携等の相談体制の充実・強化を通して、いじめの解消率を上げていくこと。

⇒ いじめの積極的な認知については、いじめの定義に従って積極的に認知を行うことがいじめの早期発見・早期対応につながることを校長会や生徒指導連絡協議会を通じて指導。

本市でも認知件数の学校間の差が課題

- ③ 対応に当たっては、早期の組織的対応は当然のこととして、事案に応じて、関係機関と積極的に連携し、いじめられた側のみならずいじめた側に対するスクールカウンセラー等による専門的継続的な指導支援体制を構築すること。

⇒ 事案が複雑化する前に、専門職を積極的に活用し、校内体制だけでなく、関係機関と連携した指導支援体制を構築できるように学校に周知。

- ④ 重大ないじめ事案や犯罪行為に相当するいじめなど学校対応しきれないいじめについては、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底（通知）」（令和5年2月7日付け初等中等教育局長通知）を踏まえ、警察と緊密に連携して対応することが求められている。

⇒ 重大ないじめ事案や犯罪行為に相当するいじめなど学校で対応しきれない事案については、教育委員会と学校が連携し、スクールロイヤーなどの外部専門家からの助言も得ながら警察と連携した取組を進める。

(5) ネットいじめについて

SNS等を用いたいじめや1人1台端末等を使ったいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であり、端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要である。

⇒ ① 令和4年度に認知したいじめのうち「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷やいやなことをされる」の態様のいじめは、小学校が14件、中学校が19件。スマートフォンの所有率が高くなる中で、表面化しにくいインターネットに関わるいじめについては、早期発見が困難な状況がある。

② 児童生徒へはタブレット使用時のルールを周知。情報モラルの授業について実施。

③ 生徒指導連絡協議会を通じてインターネットが関係するいじめの認知について困難な状況を

共有し、日ごろからスマホ等の適切な使用方法を子どもたちに指導するとともに、保護者に対しても家庭での適切な使用方法の子どもへの指導をお願いするよう周知。

- ④ 兵庫県警察本部や阪神北少年サポーターセンターによるネット利用教室の活用のさらなる周知。

(6) いじめの重大事態の対応について

- ① いじめ防止対策推進法の定義に基づきいじめの認知（早期発見）と組織的対応を徹底することが、重大事態の発生防止に不可欠であることから、今後も件数の推移等を注視していく必要がある。

⇒ 令和4年度内におけるいじめ重大事態の発生件数は0件、令和5年度10月末時点における、令和5年度内のいじめ重大事態の発生件数は小学校1件、中学校1件。

- ② 令和2年度調査から、重大事態件数を公表しており、各教育委員会等にあっては、重大事態の件数や発生の割合、推移等を的確に把握し、重大事態の発生の背景等の分析に努めるとともに、今後の取組の改善に活用すること。

⇒ 重大事態についての分析を継続し、取組の改善につなげる。

- ③ 重大事態は、いじめの問題に適切に対応することで、限りなく件数を0に近づけるべきであるが、同法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。「いじめの防止等のための基本的な方針」に「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とあるので、この点は正しい認識が得られるよう特に留意されたい。このことは、学校の理解が浸透しにくく、失念しやすい部分であるため、定期的に教育委員会が、この周知徹底を図るとともに、学校や被害者等から相談を受けた場合は、同法に基づき適切に調査を実施する必要がある。

⇒ 重大事態は、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなくてはならないため、「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を生徒指導連絡協議会等で改めて周知。

事案に対して、関係機関や専門職を活用した上で、適切な対応が取れるように指導助言。

(7) いじめの未然防止のための取組について

いじめの早期発見や対処と併せて、未然防止に積極的に取り組むことが重要である。いじめの防止等に係る留意事項については「いじめの防止等のための基本的な方針」を参照するとともに、いじめ問題への対応の充実等を図る観点から、引き続き、「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ること。さらに、児童生徒の人権意識の醸成や市民性を育む生徒指導にも配慮すること。

⇒① いじめの未然防止の観点をふまえて、各校で「いじめ問題再発防止に関する行動計画」を作成し、教育課程を編制。

- ② 毎年12月をいじめ防止月間とし、各校において、児童・生徒が主体となった活動として、いじめについて考え、学ぶ取り組みを実施。

- ③ 年3回以上のアンケートや児童生徒への個人面談を実施。
- ④ 児童・生徒の人権意識の醸成を目指し、特別の教科道徳を中心とした人権教育の充実をはかる。
- ⑤ いじめ防止月間における児童・生徒主体となった活動について、学校間で共有する。

3 暴力行為への対応について

暴力行為の発生件数が高い水準にあることについては、いじめの積極的な認知が暴力行為の把握にもつながっていることなど、様々な要因が考えられるところ、犯罪にならない初期段階のものでも暴力行為と捉え、指導している結果という点では肯定的に評価している。

一方、暴力行為の件数の増加は、定義の当てはめの判断に差異が生じていることもその要因の一つと考えられるため、再度、本調査における暴力行為の定義や形態ごとの例をよく確認すること。

また、教育委員会は、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進するほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制を充実すること。

なお、暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対しては、出席停止制度の措置をとることをためらわずに検討し、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報するなど、毅然とした対応をとること。

⇒① 宝塚市立小中学校における児童・生徒の問題行動発生件数(対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損、令和元年度から令和5年度まで)は、令和元年度は、小学校が98件、中学校が33件。令和2年度は、小学校が43件、中学校が26件。令和3年度は小学校が30件、中学校が38件。令和4年度は68件、28件。令和5年度は9月末時点で小学校が29件、中学校が26件。新型コロナウイルス感染症による影響で、件数が少ない年度はあるものの、同じような件数で推移。

- ② 暴力行為防止のため「子どもへの暴力防止プログラム(CAPプログラム)」を全小学校3年生で実施。
- ③ 重大な暴力行為については警察と連携し対応。
- ④ 外部機関による出前授業の実施。

4 出席停止制度の運用について

いじめの被害児童生徒については、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図るとともに、いじめの加害児童については、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させることが必要である。

出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、市町村教育委員会及び学校は、制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を行うことが必要である。学校がこのような指導を

継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため、必要と認められる場合には、出席停止制度の措置を積極的に検討すべきであり、いじめ防止対策推進法第26条においても、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、出席停止を命ずる等の必要な措置を速やかに講ずることが規定されている。

市町村教育委員会は、出席停止の手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定め、運用に当たっては適正な手続を踏むこと。

⇒ ① 令和4年度、宝塚市立小中学校における出席停止の件数は0件。

② 出席停止の措置が当該の児童生徒にとって真に最適な対応となるかどうかを慎重に検討して運用していく。同時に、日ごろから学校において規範意識を育む指導や児童生徒の目線に立ったきめ細やかな支援を行っていくよう学校に周知。

5 自殺対策について

自殺者数は大きく増加しており、非常に憂慮すべき状況にある。

SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育積極的な推進を依頼するとともに、SOSの出し方に関する教育の教材例を示している。

昨年10月に自殺対策の政府の基準指針である「自殺総合対策大綱」を決定し、重点施策として、「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」を位置づけている。また、本年6月には「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を策定するとともに、「教育振興基本計画」において児童生徒の自殺対策の推進を盛り込んでいる。各学校及び学校設置者においては、これらの国の方針を踏まえ児童生徒の自殺予防の取組を積極的に推進すること。

また、自殺した児童生徒が置かれていた状況について、新たに「教職員による体罰・不適切指導」の項目を追加し、2人が計上されている。体罰は、学校教育法第11条において禁止されている違法行為であり、不適切な指導等についても令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」にもあるように決して許されない行為である。体罰を行ったと判断した教員に対しては、客観的な事実に基づき、厳正な懲戒処分等を行うこと。

また、体罰のみならず、教員による児童生徒に対する暴言等の不適切な発言も許されないものであること。いたずらに注意や叱責を繰り返すなど児童生徒を精神的に追い詰めるような指導は、懲戒権の範囲を逸脱した行為としてあってはならないことであり、このような不適切な言動や指導に対して、引き続き、厳正な対応をとる必要があること。

不適切な指導等について、体罰と同様に懲戒処分基準に規定している教育委員会もあり、未整備の教育委員会においてはこうした規定を参考にして懲戒処分基準に定めることが望ましいこと。

⇒① 子どもの命を守り自殺を予防するため、全国的に長期休業明けに子どもの自殺が多く発生する傾向を鑑みて、長期休業が明ける前後に、教育委員会から全児童・生徒に対して、自分の命を大切に思えるよう、メッセージの配布や一斉メールを配信。

② 生徒指導連絡協議会において、長期休業前後の子どもたちの様子を見守りを丁寧に行うよう周知。

③ 今後も教育委員会・学校からのメッセージの配布を行い、子ども達が SOS を発信しやすい状況を整備すると同時に、ひょうごっ子悩み相談の活用等周知。

④ アプリ等の利用を検討。

6 教育相談体制の充実について

いじめられた児童生徒、いじめる児童生徒に対する専門的継続的な指導支援体制を行う必要性があるなど、学校における専門スタッフの活用の重要性が増している。こうした状況の下、教育委員会等にあつては、学校教育法施行規則が平成29年3月に改正され、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの名称及び職務等が明らかにされたことなども踏まえ、児童生徒の課題の早期発見や支援のため、引き続き、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めるとともに、

未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築、学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり、教育相談体制の点検・評価、活動方針等に関する指針の策定、積極活用に向けた教職員の研修の実施など、限られた人員の中でもより効果的な活用の工夫を行い、学校における教育相談体制の充実に努めること。

加えて、教育委員会にあつては、学校や教育支援センターの場に来ることのできない児童生徒も含めた相談支援を強化するため、教育支援センター等を拠点としたオンラインを活用した広域的な教育相談体制を整備し、SNS相談や電話相談とも連携した支援に取り組むなど、学校外における教育相談体制の充実にも努めること。

- ⇒① スクールカウンセラーについて(県 17 名・市 1 名配置)学校統合後の困難な課題を抱える重点配置校として位置付け。
- ② 教育支援センター等を拠点としたオンラインを活用した広域的な教育相談体制を整備し、電話相談とも連携した支援について、コロナ禍でのオンラインでの支援
 - ③ スクールソーシャルワーカー9名を小学校19校に配置。その他は派遣で対応。
 - ④ 教育相談体制の充実に向けて、スクールカウンセラーや別室登校指導員の配置拡充
 - ⑤ 市のスクールカウンセラーの次年度の配置を切られる方向性だが、学校や地域が必要としており、次年度の配置も必要
 - ⑥ 今後も学校にスクールソーシャルワーカーの活用を促し、教員のみで抱え込まず、専門家に相談をつなげていけるよう取り組む。

7 生徒指導上の諸課題への組織的な対応及び関係機関との連携強化について

児童生徒の問題行動・不登校等の背景には、家庭環境など様々な要因が考えられるところ、事案に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、警察、児童相談所、法務局又は地方法務局、人権擁護委員、福祉・医療等の関係機関との連携を積極的に図ること。

特に、令和5年7月にとりまとめられた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」や、「生徒指導提要(改訂版)」を踏まえ、性的な被害にあった児童生徒からの相談があつた場合には、どこまで情報を共有していいか本人から同意をとり、繰り返し同じ話を聞くことを避けるようにするなど、児童生徒に二次的な被害が生じないよう最大限に配慮すること。

相談を受けた者が一人で抱え込まずに、生徒指導主事、学級担任や養護教諭、スクールカウンセ

ラー・スクールソーシャルワーカー等が連携して組織として対応すること。

性被害は児童生徒の心身に深刻な被害を及ぼすことから、慎重な対応が必要であり、早期に専門家や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の専門機関に相談し、関係機関と連携して対応する必要があること。

犯罪や性的虐待の疑いがある場合は、速やかに警察や児童相談所に相談する必要があること等に留意すること。

⇒① 校内での定期的な生徒指導委員会で情報共有や対応を協議。

② 事案によってはスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーがケース会議に参加し、市の福祉関係部局、阪神北サポートセンター、警察など関係機関とも連携。

③ 生徒指導連絡協議会において関係機関との連携について周知するとともに、必要に応じて教育委員会事務局に相談し、事務局から関係機関につなげていけるよう学校を支援していく。